

これまでの議論を踏まえた論点の整理

(検討の背景)

- ・ 昭和 27 年の電産スト等が国民経済と国民の日常生活に与えた影響は甚大であったこと等に鑑み、翌 28 年に制定。
- ・ 平成 27 年のスト部会報告（以下、「平成 27 年部会報告」という。）では、スト規制法は「現時点では存続することでやむを得ない」としつつも、「スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討するべき」と結論。
- ・ 平成 27 年の電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議で、平成 27 年部会報告における再検討の指摘に基づき、スト規制法の「廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする」とされた。

1. スト規制法の法的位置づけ

- 平成 27 年部会報告で以下のとおり整理している。
 - ・ スト規制法は、憲法第 28 条における争議権の保障が及ばない「正当ではない争議行為」の方法の一部を明文で禁止。
 - ・ スト規制法は、正当でない争議行為の範囲を明らかにしてその防止を図ることが主眼で、正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、その間にあらゆる手段を講じて労働争議を調整・解決することを狙いとする労働関係調整法とは目的が異なる。
 - ・ 諸外国の労使関係法制では、電気事業に限定して争議行為を規制する法制は見当たらないが、電力供給を維持するための何らかのシステムを設けている。

<論点 1>

- ⇒ 平成 27 年部会報告からの変化等を踏まえた上で、スト規制法の必要性を検討することが重要ではないか。

2. 電気の特異性と安定供給

- 電気の特異性
 - ・ 電気は貯蓄不可能で、需給バランスを崩すと予測不能な大規模停電が発生することに変化はない。

<論点 2>

- ⇒ 電気の特異性は、平成 27 年部会報告から変化がないといえるか。

- 電気の安定供給の重要性
 - ・ 国民経済及び国民の日常生活における電気の安定供給の重要性は平成 27 年部会報告時に比べ増大。
 - ・ 電気は引き続き常時不可欠で代替不可能なエネルギー源で、データセンターや半導体工場の新増設等が進展する中でより電力需要が増加する見込み。一方で、再生可能エネルギー拡大により、発電量のボラティリティが増加し、調整負荷が重くなるとともに、

自然災害の頻発で電気設備の保全負荷が増大している。今後も大規模災害のリスクがある。

<論点3>

⇒ 電気の安定供給のために求められる対応の在り方は多様化しているといえるか。

3. 電力システム改革の検証を踏まえた検討

(注) 電力システム改革の検証等を踏まえて検討する必要があるが、現時点においては、平成27年部会報告で扱われた項目に沿って、以下の論点を整理。

○ 電気事業者間の競争環境

- ・ 自由化された発電事業については、再生可能エネルギー電源は、新規参入が拡大。石炭火力発電所は、以前はミドルベース運転をしていたが、現在は再生可能エネルギー電源増加により、発電量を調整しつつ運転する役割に変化。
- ・ 送配電事業については、引き続き地域独占。

<論点4>

⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえた評価が必要な論点だが、現時点において、電気事業者間の競争環境についてどう考えるか。

○ 電気事業における労使関係

- ・ 電力システム改革により、発送電の法的分離があったものの、労使関係に少なくとも大きな悪影響はない。
- ・ 近年では争議行為の実績はなく、引き続き労使関係は安定・成熟している。

<論点5>

⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえつつ、今後の労使関係をどのようにとらえるか。

○ 電気事業の業務

- ・ 電気事業の業務は、主に定型・日常業務の自動化・省力化により省人化。一方で、完全自動化には至らず、再生可能エネルギー拡大に伴う発電設備の出力調整への対応など、人による判断・対応が増加している部分もあり。
- ・ 業務内容の複雑化、技術革新に伴う頻繁なアップデートにより、複数月～複数年をかけた人材育成が必要な業務も見受けられる。
- ・ 今後も電力広域的運営推進機関が策定した広域系統長期方針に基づき、再生可能エネルギー大量導入とレジリエンス強化のため、地域間連系線等の増強が予定されている。

<論点6>

⇒ 争議行為時の非組合員（管理職）による業務の代替性についてどう考えるか。

<論点7>

⇒ 電力システム改革の検証等を踏まえる必要があるが、電気の安定供給の観点から事業者間の連携による代替性をどう考えるか。